

A238

退院調整加算 ①

◆退院調整加算 1

(該当する入院料は以下の通りです)

- ・ 一般入院基本料
- ・ 特定機能病院入院料
- ・ 専門病院入院基本料
- ・ 有床診療所入院基本料
- ・ 特定一般入院基本料



慢性期病棟等退院調整加算・急性期病棟等退院調整加算 が統合された。

A238 退院調整加算 1

退院時1回

対象は？

- 一般入院基本料
- 特定機能病院入院料
- 専門病院入院基本料
- 有床診療所入院基本料
- 特定一般入院基本料

イ. 退院調整加算（14日以内の期間） 340点

ロ. 退院調整加算（15～30日以内の期間） 150点

ハ. 退院調整加算（31日以上）の期間） 50点

・ 地域連携計画加算 300点



退院時1回

「退院調整加算」は、
退院困難な患者に対して、
退院支援計画書や退院目標を設定して、
退院までの調整を行うことを
評価する加算だよ。



施設基準 (退院調整加算)

退院困難な患者の退院調整を行う体制



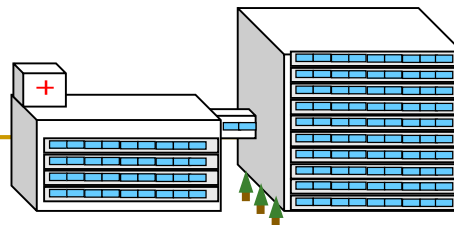
施設基準①（部門の設置）

◆退院調整加算の施設基準（部門の設置）

イ 該当保険医療期間内に、入院患者の退院に係る調整に関する部門が設置されていること。

- 地域医療連携室
- 退院調整部
- 退院支援部

などが、該当するね。



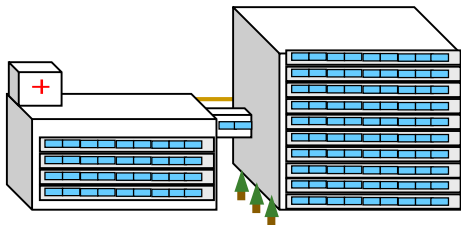
施設基準②（人員の配置）

◆退院調整加算の施設基準（人員の配置）

- 当該部門（ハの部門）に、退院調整に係る十分な経験を有する 専従の看護師 又は 専従の社会福祉士 が配置されていること。

ハ 専従の看護師の場合は、
専任の社会福祉士の配置が必要

ハ 専従の社会福祉士の場合は、
専任の看護師の配置が必要



- 二 その他退院調整を行うにつき十分な体制が整備されていること。

人員配置の注意事項だよ！

Q. 社会福祉士には、MSWは認められるか？

⇒ 原則認められないが、

退院調整に関する5年以上の経験を有するものについては、

当面の間、認めて差し支えない。

平成22年度からの解釈で、24年も踏襲された。

けど今後、認められなくなったら大変！

今後は MSW ⇒ 社会福祉士 への移行も重要だよ！



算定要件 (退院調整加算)

退院困難な患者のスクリーニング～退院まで



算定要件

◆退院調整加算算定の基本的な考え

- ① 入院後7日以内に退院困難な患者を抽出
- ② 退院支援計画書の作成
- ③ 計画書を患者・家族に説明・交付（カルテ貼付）
- ④ 計画に基づき共同でカンファレンスを行う
- ⑤ 当該計画に基づき退院した場合に算定できる

・退院支援計画書を作成し交付しただけで、退院時に算定しているケースもあるけど、安易な算定は監査で指摘対象ともなるので、注意が必要だよ。

計画に基づき、カンファレンスを行い、しっかりと討議し、計画の見直し等も行った上で、その計画に基づいて退院した場合に算定できるよ。

注意！！

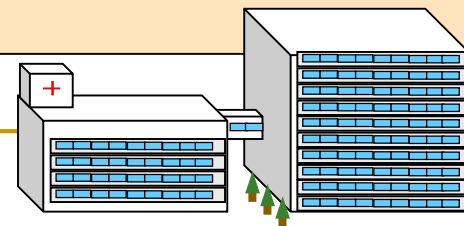


算定要件



◆退院計画書とは？（以下の内容を含むもの）

- ア 患者氏名、入院日、退院支援計画書着手日、退院支援計画書再作成日
- イ 退院困難な要因
- ウ 退院に関する患者以外の相談者
- エ 退院支援計画を行う者の氏名（病棟責任者、退院調整部門 それぞれ記入）
- オ 退院に係る問題点、課題等
- カ 退院に向けた目標設定、支援期間、支援概要、予測される退院先、退院後の利用が予測される社会福祉サービスと担当者名



共同カンファレンス 患者や家族への説明

◆退院調整を行うにあたっては、

- 病棟
 - 退院調整部門の看護師
 - 退院調整部門の社会福祉士
- 等が共同してカンファレンスを行った上で計画を実施することが必要よ。

◆退院支援計画書については、

文書で患者又は家族に説明を行い交付すること。
(診療録に貼付または記載することが必要)

◆患者又は家族に退院後の療養上必要な事項について説明すること。

◆退院・転院後の療養生活を担う保険医療機関等との連絡や調整、介護サービスの導入に係る支援を行う。



算定の場合の注意事項

※退院調整加算2は
入院の転院は、
算定不可だよ！
(退院調整加算1は
算定可能)

外来・往診は、
算定可能だよ！

①

※ 退院先については、
診療録に記載すること

死亡による退院は
算定できません。



算定の場合の注意事項 ②

※退院時共同指導料との
併算定について

退院調整加算
と
退院時共同指導料
併算定可能だよ



在宅療養を担う医療機関等

+

患者



在宅療養に向けて
必要な準備を確認し
患者に対して、
文書により情報提供





◆地域連携計画加算

300点

退院支援計画に加えて、地域連携診療計画と同等の事項＊を当該患者および家族に文書で説明し、退院後の治療等を担う他の保険医療機関や訪問看護ステーションと共有した場合に地域連携計画加算を算定できる。

＊地域連携診療計画と同等の事項とは？

- 当該医療機関の退院基準
- 退院後に必要とされる診療
- 訪問看護等在宅で必要となる事項等

